

第22号議案

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険税条例（平成18年加東市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.18」を「100分の7.75」に改める。

第4条中「2万9,200円」を「3万2,000円」に改める。

第5条第1号中「21,700円」を「22,000円」に改め、同条第2号中「10,850円」を「11,000円」に改め、同条第3号中「16,275円」を「16,500円」に改める。

第6条中「100分の2.66」を「100分の2.75」に改める。

第7条中「10,400円」を「1万1,100円」に改める。

第8条中「100分の2.26」を「100分の2.48」に改める。

第9条中「1万1,400円」を「1万2,600円」に改める。

第9条の2中「6,100円」を「6,400円」に改める。

第23条第1号ア中「20,440円」を「22,400円」に改め、同号イ(ア)中「15,190円」を「15,400円」に改め、同号イ(イ)中「7,595円」を「7,700円」に改め、同号イ(ウ)中「11,393円」を「11,550円」に改め、同号ウ中「7,280円」を「7,770円」に改め、同号オ中「7,980円」を「8,820円」に改め、同号カ中「4,270円」を「4,480円」に改め、同条第2号ア中「14,600円」を「16,000円」に改め、同号イ(ア)中「10,850円」を「11,000円」に改め、同号イ(イ)中「5,425円」を「5,500円」に改め、同号イ(ウ)中「8,138円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「5,200円」を「5,550円」に改め、同号オ中「5,700円」を「6,300円」に改め、同号カ中「3,050円」を「3,200円」

に改め、同条第3号ア中「5,840円」を「6,400円」に改め、同号イ(ア)中「4,340円」を「4,400円」に改め、同号イ(イ)中「2,170円」を「2,200円」に改め、同号イ(ウ)中「3,255円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「2,080円」を「2,220円」に改め、同号オ中「2,280円」を「2,520円」に改め、同号カ中「1,220円」を「1,280円」に改める。

附則第20項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ。)」に改正する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第20項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の加東市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 2 2 号議案 要旨

加東市国民健康保険税条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

国民健康保険制度の財政運営の責任主体である兵庫県が定めた事業費納付金を納めるための財源を確保することから、被保険者の急激な負担増とならないことを考慮して、税率の引上げについて、所要の改正を行うものである。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号。以下「特措法」という。）の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を特措法附則第 1 条の 2 第 1 項の規定を引用しない表現に改める必要があるため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 税率等の改正（第 3 条～第 9 条の 2 関係）

次の表のとおり税率（被保険者均等割額及び世帯別平等割額を含む。）を改める。

（単位：円）

	基礎課税額分 （医療給付費分）		後期高齢者支援金等 課税額分		介護納付金 課税額分		合 計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額 の税率	7.18%	7.75%	2.66%	2.75%	2.26%	2.48%	12.10%	12.98%
被保険者 均等割額	29,200	32,000	10,400	11,100	11,400	12,600	51,000	55,700
世帯別 平等割額	特定世帯 及び特定 継続世帯 以外の世 帯 21,700	特定世帯 及び特定 継続世帯 以外の世 帯 22,000	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯 改正なし (7,600)		6,100	6,400	35,400	36,000
	特定世 帯 10,850	特定世 帯 11,000	特定世帯 改正なし (3,800)				20,750	21,200
	特定継続 世帯 16,275	特定継続 世帯 16,500	特定継続世帯 改正なし (5,700)				28,075	28,600

※特定世帯＝国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の被保険者が 1 人となった世帯

※特定継続世帯＝特定世帯に該当して 5 年経過後 8 年を超えない世帯

(2) 低所得者層に対する軽減額の改正（第23条関係）

低所得者層については、その世帯等の所得額に応じて被保険者均等割額及び世帯別平等割額からこれらの額の一定の割合に相当する額を軽減しているが、上記(1)の改正に伴い、次の表のとおり当該軽減する額を改める。

(単位：円)

減額の種類		減額する額					
		基礎課税額分 (医療給付費分)		後期高齢者支援金等 課税額分		介護納付金課税額分	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
7 割 軽 減	被保険者均等割額	20,440	22,400	7,280	7,770	7,980	8,820
	世帯別 平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,190	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,400	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 改正なし (5,320)		4,270	4,480
		特定世帯 7,595	特定世帯 7,700	特定世帯 改正なし (2,660)			
特定継続世帯 11,393	特定継続世帯 11,550	特定継続世帯 改正なし (3,990)					
5 割 軽 減	被保険者均等割額	14,600	16,000	5,200	5,550	5,700	6,300
	世帯別 平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,850	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,000	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 改正なし (3,800)		3,050	3,200
		特定世帯 5,425	特定世帯 5,500	特定世帯 改正なし (1,900)			
特定継続世帯 8,138	特定継続世帯 8,250	特定継続世帯 改正なし (2,850)					
2 割 軽 減	被保険者均等割額	5,840	6,400	2,080	2,220	2,280	2,520
	世帯別 平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,340	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 改正なし (1,520)		1,220	1,280
特定世帯 2,170		特定世帯 2,200	特定世帯 改正なし (760)				

		特定継続世帯 3,255	特定継続世帯 3,300	特定継続世帯 改正なし (1,140)		
--	--	-----------------	------------------------	---------------------------	--	--

(3) 新型コロナウイルス感染症の定義を改めること。(附則第20項関係)

3 国民健康保険財政への影響

税率改正による国民健康保険税額の増額見込 約44,500千円

4 施行期日 令和3年4月1日(2(3)関係 公布の日)

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.18</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万9,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」とい</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.75</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万2,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」とい</p>

う。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。)以外の世帯 21,700円

(2) 特定世帯 10,850円

(3) 特定継続世帯 16,275円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.66を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係

う。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。)以外の世帯 22,000円

(2) 特定世帯 11,000円

(3) 特定継続世帯 16,500円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.75を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万1,100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係

る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.26を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万1,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を

る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.48を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万2,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,400円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を

有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について22,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,190円

(イ) 特定世帯 7,595円

(ウ) 特定継続世帯 11,393円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,280円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,980円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,270円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,400円

(イ) 特定世帯 7,700円

(ウ) 特定継続世帯 11,550円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,770円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,820円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,480円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険

者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,850円

(イ) 特定世帯 5,425円

(ウ) 特定継続世帯 8,138円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,200円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,050円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し

者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について16,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,000円

(イ) 特定世帯 5,500円

(ウ) 特定継続世帯 8,250円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,550円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,200円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し

た金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,840円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,340円

(イ) 特定世帯 2,170円

(ウ) 特定継続世帯 3,255円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,080円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,280円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,220円

附 則

た金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円

(イ) 特定世帯 2,200円

(ウ) 特定継続世帯 3,300円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,220円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,520円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,280円

附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)

20 平成31年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(国民健康保険法第7条に基づく資格の取得日から14日以内に国民健康保険の加入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の国民健康保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の国民健康保険税とする。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第27条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)

_____により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(2) (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)

20 平成31年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(国民健康保険法第7条に基づく資格の取得日から14日以内に国民健康保険の加入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の国民健康保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の国民健康保険税とする。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第27条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。)により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(2) (略)

令和 3 年度における国民健康保険税率の改正の概要

1 税率改正に対する本市の考え方

平成 30 年度から国民健康保険制度は改正（広域化）され、国は、将来的に保険料水準の統一（市町ごとの医療費の水準にかかわらず、同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料）を目指しています。兵庫県においても、県が財政運営の責任主体となり、県全体で必要な医療費を県全体で賄う市町間の支え合いの仕組みのもと、歳出の保険給付費に当たる医療費等は、県交付金で全額交付され、また、県が算定した事業費納付金（保険税負担）を、県に納めるという制度に改正されました。

県は県全体の保険給付費等の見込みに対して、市町の所得水準等に応じて事業費納付金額を算出します。これをもとに、毎年各市町へ標準保険料率が提示されていますが、本市において、平成 30 年度、令和元年度の 2 年間の標準保険料率は、本市の税率を上回る率であったため、被保険者の急激な負担の増加を抑えるため、財政調整基金（以下「基金」という。）約 106,000 千円を活用し、税率を据え置きました。

しかしながら、令和 2 年度については、税率を据え置くと、基金残高が僅かとなり、令和 3 年度には、被保険者の負担額が急増することが懸念されたため、基金を活用し、現行保険税率と標準保険料率との差の 2 分の 1 を現行保険税率に上乗せした率で税率の改正を行い、被保険者の急激な負担の増加を抑えることとしました。

令和 3 年度については、兵庫県へ納付する事業費納付金を含め、歳出総額が約 4,216,000 千円必要であると見込んでおり、それに対し、国、県交付金等である歳入約 3,426,000 千円を差し引くと、約 790,000 千円を税収として確保しなければなりません。この額を確保するためには、県が提示する標準保険料率まで引き上げたうえで、新型コロナウイルス感染症の影響で所得が落ち込むことを予測し、基金を活用することで、本市の国民健康保険特別会計の安定的な運営を図ることができると考えております。

兵庫県から提示された令和 3 年度の標準保険料率は、以下のとおりです。

令和 3 年度の標準保険料率

(単位:円)

	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分	合 計
所得割の税率	7.75%	2.75%	2.48%	12.98%
被保険者均等割額	32,020	11,120	12,630	55,770
世帯別平等割額	22,018	7,647	6,401	36,066

2 令和3年度の標準保険料率と加東市の現行保険税率との比較

(単位：円)

	標準保険料率				現行保険税率			
	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援金等課税額分	介護納付金課税額分	計	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援金等課税額分	介護納付金課税額分	計
所得割の税率	7.75%	2.75%	2.48%	12.98%	7.18%	2.66%	2.26%	12.10%
被保険者均等割額	32,020	11,120	12,630	55,770	29,200	10,400	11,400	51,000
世帯別平等割額	22,018	7,647	6,401	36,066	21,700	7,600	6,100	35,400

比較

(単位：円)

	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援等課税額分	介護納付金課税額分	全体上昇率及び額
所得割の税率	0.57%	0.09%	0.22%	0.88%
被保険者均等割額	2,820	720	1,230	4,770
世帯別平等割額	318	47	301	666

各税率等による試算

試算の条件

①被保険者数等の数値は下記のとおり設定

()内は介護分該当者(40歳以上65歳未満)

・被保険者数：7,567人(2,219人)

・世帯数：4,752世帯(1,876世帯)

②税込見込額は、調定額合計に95%の収納率を乗じる

③総所得金額は11%減の見込み(給与所得、事業所得)

試算結果

(単位：千円)

	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分	調定額 合計
標準保険料率	537,436	186,826	61,854	786,116
現行保険税率	501,768	179,944	57,042	738,754

税収見込額

(単位：千円)

	税収見込額	必要額との差額
標準保険料率	746,810	▲43,190
現行保険税率	701,816	▲88,184
差額(標準—現行)	44,494	—

必要額 790,000千円

上記より、標準保険料率で試算した結果、税収見込額としては、約746,810千円、不足額は43,190千円です。

現行保険税率で試算した結果、税収見込額としては、約701,816千円、不足額は88,184千円となります。

3 税率の決定

基金の状況について、現在の基金保有額は128,079千円ですが、令和2年度の決算見込みでは、59,056千円の繰り入れを行う予定のため、令和3年度当初の基金保有予定額は69,023千円になります。

前述で試算した標準保険料率、現行保険税率との不足額(必要額との差額)を基金繰入した場合、令和3年度末の基金残高の見込みは次のとおりです。

基金の状況

(単位：千円)

	令和3年度 当初保有額	基金繰入額	基金残高
標準保険料率	69,023	43,190	25,833
現行保険税率		88,184	▲19,161

標準保険料率の場合は、基金も活用した上での税率の上昇となり、令和3年度の国保事業は運営可能な見込みですが、令和4年度も引き続き、税率の上昇となる可能性が高いと推測されます。

現行保険税率の場合は、不足分を補填する基金も枯渇する見込みです。

よって、令和3年度は、基金を活用しつつ、県が示す標準保険料率相当の税率に改正することが適切であると考え、改正税率(案)のとおり改正します。

改正税率（案）

（単位：円）

	基礎課税額分 （医療給付費分）	後期高齢者支援金等 課税額分	介護納付金 課税額分
所得割の税率	7.75%	2.75%	2.48%
被保険者均等割額	32,000	11,100	12,600
世帯別平等割額	22,000	7,600	6,400

※被保険者均等割額、世帯別平等割額については、標準保険料率の100円未満を切捨

現行保険税率と改正税率（案）との差額

（単位：円）

	基礎課税額分 （医療給付費分）	後期高齢者支援金 等課税額分	介護納付金 課税額分	全体上昇率 及び額
所得割の税率	0.57%	0.09%	0.22%	0.88%
被保険者均等割額	2,800	700	1,200	4,700
世帯別平等割額	300	0	300	600

4 被保険者への影響額

調定額による1人当たり平均額（試算）

（単位：円）

	基礎課税額分 （医療給付費分）	後期高齢者支援金 等課税額分	介護納付金 課税額分	合計
標準保険料率	71,000	24,600	27,800	123,400
現行保険税率	66,300	23,700	25,700	115,700

世帯所得、構成によるシミュレーション

①給与所得者が1人の場合

（単位：円）

所得	被保険者数	軽減項目	現行	改正後	差額
0	1人 （介護1人）	7割軽減	25,800	27,500	1,700
100万円		軽減なし	155,200	165,500	10,300
200万円		軽減なし	276,200	295,300	19,100
400万円		軽減なし	518,200	554,900	36,700
0	2人 （介護2人）	7割軽減	41,100	44,100	3,000
100万円		5割軽減	137,500	147,500	10,000
200万円		軽減なし	327,200	351,000	23,800
400万円		軽減なし	569,200	610,600	41,400

0	4人 (介護2人)	7割軽減	64,800	70,000	5,200
100万円		5割軽減	177,100	190,600	13,500
200万円		2割軽減	363,200	390,500	27,300
400万円		軽減なし	648,400	696,800	48,400

②年金所得者が1人の場合

(単位：円)

所得	被保険者数	軽減項目	現行	改正後	差額
0	1人 (介護なし)	7割軽減	20,600	21,800	1,200
100万円		2割軽減	111,100	117,900	6,800
200万円		軽減なし	223,300	237,400	14,100
0	2人 (介護なし)	7割軽減	32,500	34,700	2,200
100万円		5割軽減	110,200	117,600	7,400
200万円		軽減なし	262,900	280,500	17,600
0	2人 (介護1人)	7割軽減	37,700	40,400	2,700
100万円		5割軽減	118,900	127,100	8,200
200万円		軽減なし	280,400	299,500	19,100

5 参考資料

(1) 国民健康保険加入状況の推移

年 度		H28	H29	H30	R1	R2	
世帯数		4,938	4,806	4,723	4,659	4,768	
被 保 険 者 数	全 体	総数	8,287	7,958	7,676	7,547	7,613
		退職被保険者等	259	116	26	2	0
		一般被保険者	8,028	7,842	7,650	7,545	7,613
	未 就 学 児 (再掲)	総数	287	237	220	202	181
		退職被保険者等	0	0	0	0	0
		一般被保険者	287	237	220	202	181
	前 期 高 齢 者 (再掲)	総数	3,573	3,584	3,617	3,615	3,645
		退職被保険者等					
		一般被保険者	3,573	3,584	3,617	3,615	3,645
	70 歳 以 上 (再掲)	総数	1,421	1,548	1,749	1,883	1,922
		退職被保険者等					
		一般被保険者	1,421	1,548	1,749	1,883	1,922
	70 歳 以 上 現役並み所 得者(再掲)	総数	102	100	114	114	102
		退職被保険者等					
		一般被保険者	102	100	114	114	102

※数字はいずれも年度末（R2は12月末日現在）

(2) 国民健康保険税収納率の状況

(単位：%)

	H28	H29	H30	R1	R1 (1月末)	R2 (1月末)
現年課税分	94.01	94.71	94.71	94.47	75.94	75.58
滞納繰越分	18.72	19.69	18.61	18.08	15.44	13.70
合計	75.32	75.97	76.48	76.78	61.88	62.55

(3) 短期被保険者証の交付状況 (R2.12月末)

世帯数 4,768世帯

滞納世帯数 349世帯 内訳 1ヶ月証 50世帯 3ヶ月証 42世帯

6ヶ月証 47世帯 資格証明書 12世帯

未交付世帯 198世帯

滞納者対策

- ・滞納繰越額縮減のため、早期催告等により現年度分の完納を促進します。
- ・財産が判明した場合には、早期に催告及び滞納処分を実施します。
- ・給付制限等滞納による不利益を記載した啓発文書を作成し、催告書に同封することにより、早期納付の勧奨を行いました。（令和2年度実施）
- ・滞納者世帯には被保険者証を郵送せず、窓口で交付することにより、納付相談に繋いでいます。
- ・日本年金機構との連携による社保資格取得情報に基づく国保喪失届出勧奨を随時、行っています。

（４）保険給付の状況

①療養の給付等（診療費、調剤、食事療養費、訪問看護療養費）

年度	件数（件）	費用額（千円）	1人当たり費用額	平均被保険者数
H28	141,817	3,129,730	365,794円	8,556人
H29	138,589	3,083,734	376,065円	8,200人
H30	134,571	3,057,980	388,216円	7,877人
R1	137,030	3,184,775	416,365円	7,649人

②療養費（柔道整復、鍼灸、マッサージ、補装具等）

年度	件数（件）	費用額（千円）	1人当たり費用額	平均被保険者数
H28	3,942	30,663	3,584円	8,556人
H29	3,474	27,613	3,367円	8,200人
H30	3,147	25,312	3,213円	7,877人
R1	3,193	26,819	3,506円	7,649人

③高額療養費（自己負担限度額を超える支給分）

年度	件数（件）	費用額（千円）	1件当たり費用額
H28	4,942	306,202	61,959円
H29	4,946	308,615	62,397円
H30	5,369	315,064	58,682円
R1	5,707	338,104	59,244円

(5) 北播各市国民健康保険税率の状況（令和2年度）

①基礎課税額分（医療給付費分）

	所得割の税率		被保険者均等割額		世帯別平等割額	
	標準保険料率	現行税率	標準保険料率	現行税率	標準保険料率	現行税率
加東市	7.72%	7.18%	31,816円	29,200円	21,984円	21,700円
西脇市	7.34%	7.34%	30,240円	27,600円	20,895円	20,900円
三木市	8.22%	6.50%	33,861円	25,000円	23,397円	20,000円
小野市	8.03%	8.50%	33,080円	27,400円	22,857円	26,300円
加西市	6.80%	7.70%	28,007円	27,000円	19,352円	26,000円

②後期高齢者支援金等課税額分

	所得割の税率		被保険者均等割額		世帯別平等割額	
	標準保険料率	現行税率	標準保険料率	現行税率	標準保険料率	現行税率
加東市	2.70%	2.66%	10,960円	10,400円	7,573円	7,600円
西脇市	2.74%	2.74%	11,084円	11,100円	7,659円	7,700円
三木市	2.75%	2.30%	11,164円	9,000円	7,714円	7,000円
小野市	2.69%	2.70%	10,902円	8,700円	7,533円	8,700円
加西市	2.74%	2.90%	11,107円	9,000円	7,674円	8,000円

③介護納付金課税額分

	所得割の税率		被保険者均等割額		世帯別平等割額	
	標準保険料率	現行税率	標準保険料率	現行税率	標準保険料率	現行税率
加東市	2.42%	2.26%	12,601円	11,400円	6,332円	6,100円
西脇市	2.47%	2.47%	12,864円	12,900円	6,464円	6,500円
三木市	2.48%	2.00%	12,889円	8,000円	6,477円	6,000円
小野市	2.41%	2.50%	12,568円	9,700円	6,315円	6,500円
加西市	2.29%	2.30%	11,907円	10,000円	5,983円	6,000円